

錦江町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

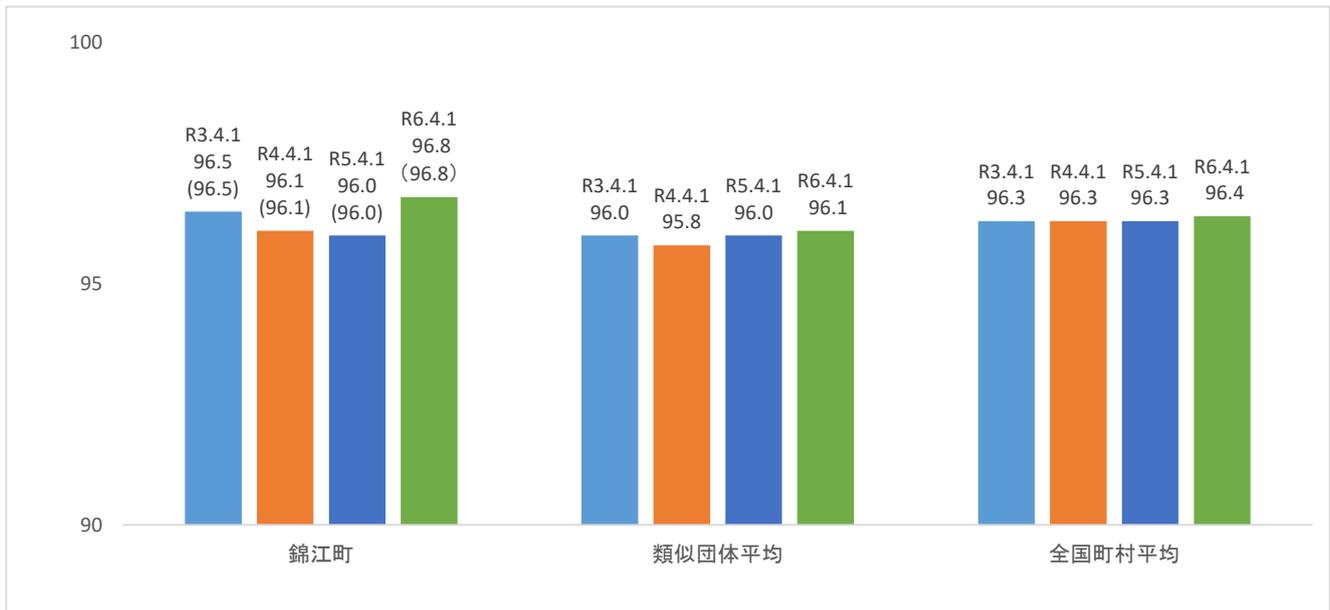
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 6,398	千円 7,629,965	千円 143,561	千円 1,019,109	% 13.4	% 13.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型II-0 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和5年度	人 96	千円 409,602	千円 30,421	千円 160,676	千円 600,699	千円 6,257	千円 5,662

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変動による。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
令和4年度	円	円	円 (%)	%	%

(参考) 国の改定率	%
---------------	---

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

※ 本町は人事委員会を設置していませんので、記載を省略します。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
令和4年度	月	月	月	月	月

(参考) 国の年間 支給月数	月
----------------------	---

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 本町は人事委員会を設置していませんので、記載を省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に
取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、1級のみ据え置きとし、高年齢層については、最大4%の引下げ。激変緩和措置のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当は支給していないため対象外。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当については、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
錦江町	42.3 歳	311,700 円	311,713 円	335,234 円
鹿児島県	43.3 歳	313,600 円	392,834 円	344,584 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.4 歳	303,923 円	349,117 円	332,627 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
錦江町	50.7 歳	7 人	304,200 円	318,871 円	310,857 円	—	—	—	—
鹿児島県	57.0 歳	161 人	314,500 円	357,110 円	334,349 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	52.4 歳	3 人	282,019 円	308,976 円	296,521 円	—	—	—	—

※ 本町においては、技能労務職員の各職種ごとの職員数が少なく、個人が特定されるおそれがあるため、各職種ごとの計上と民間との

比較(表自体省略)は記載していません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		錦江町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,700 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	167,100 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	173,600 円	174,200 円	— 円
	中学卒	— 円	144,200 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

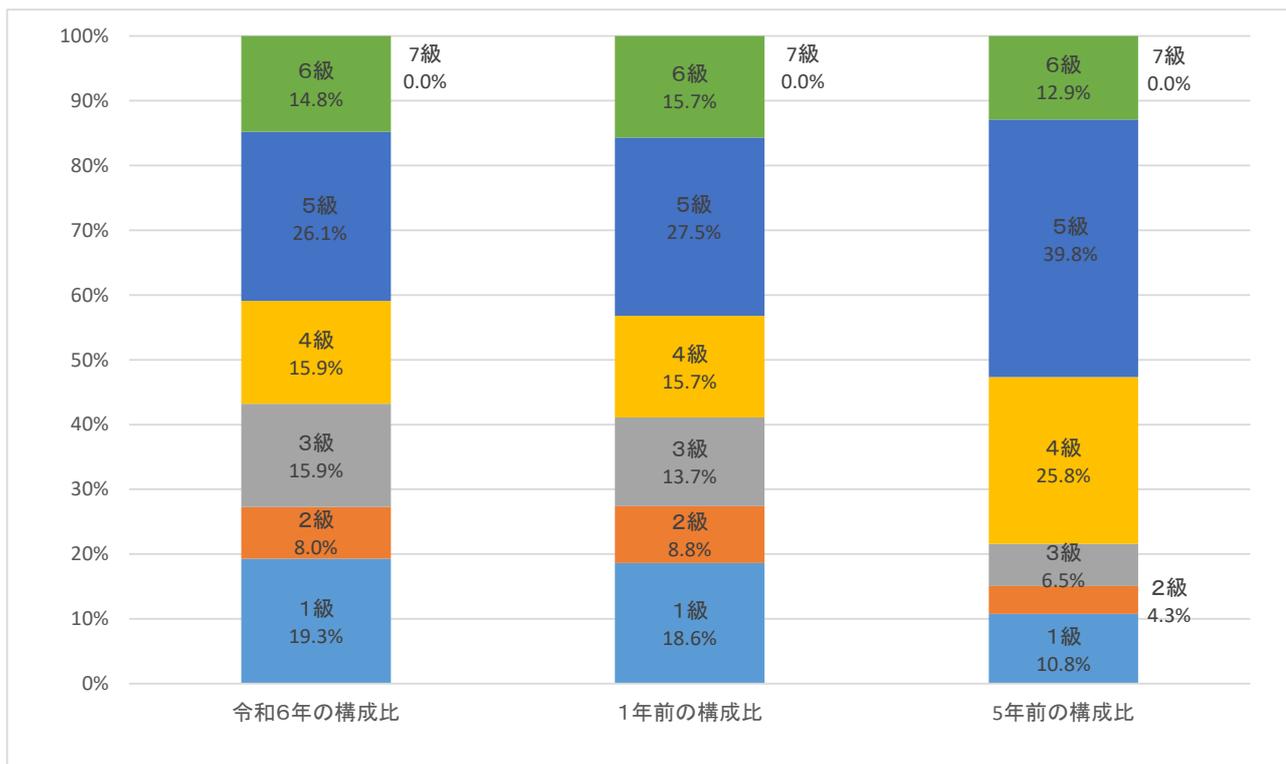
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,700 円	364,100 円	401,300 円	394,700 円
	高校卒	228,900 円	330,200 円	369,400 円	385,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	283,800 円	292,400 円	307,000 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

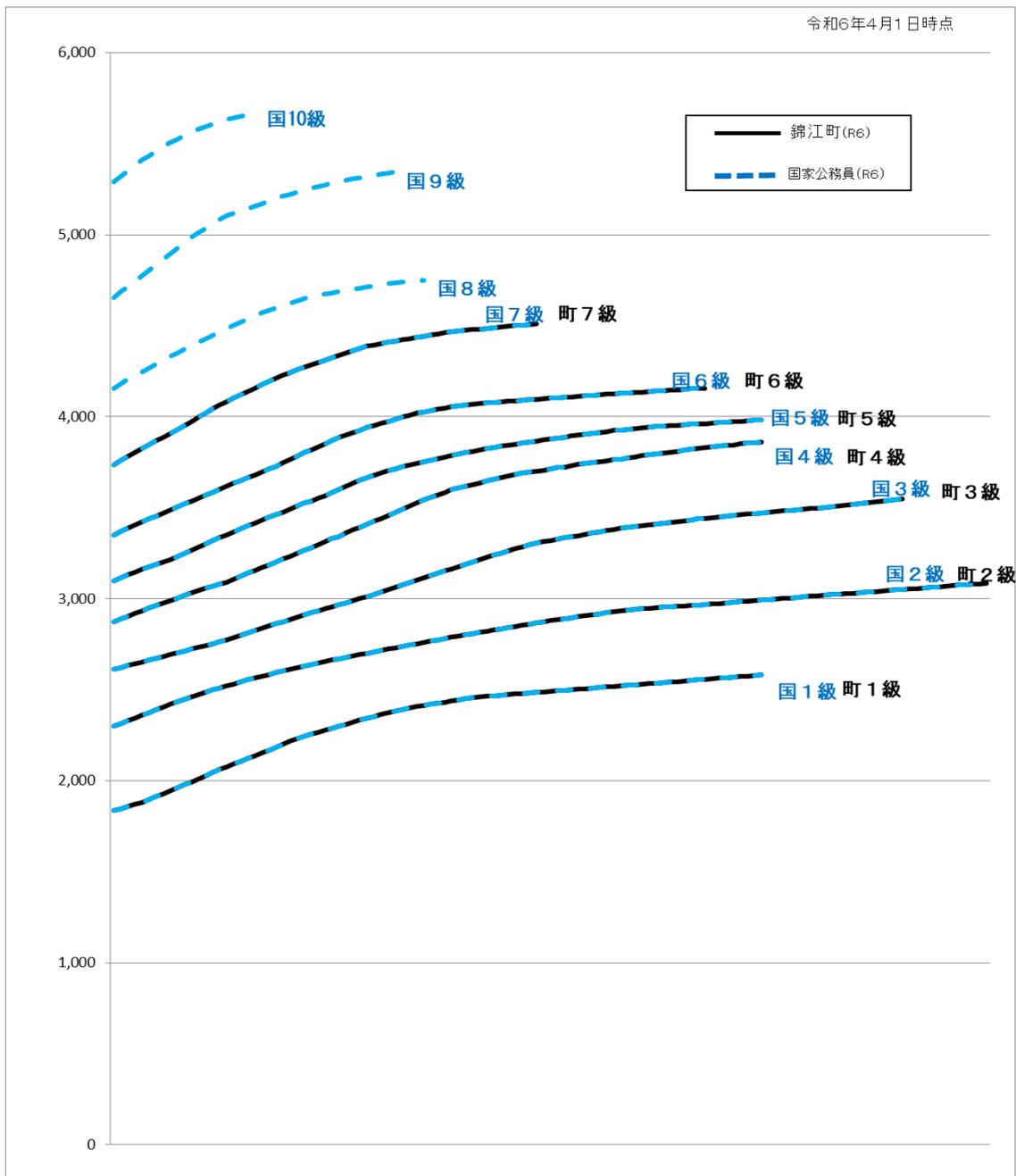
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	・主事補の職 ・主事の職	17人	19.3%	183,500円	258,100円
2級	・特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職	7人	8.0%	230,000円	308,500円
3級	・主査の職	14人	15.9%	261,300円	354,700円
4級	・係長の職	14人	15.9%	287,300円	386,100円
5級	・主幹の職 ・チームリーダーの職 ・課長補佐の職 ・技術補佐の職	23人	26.1%	309,800円	398,200円
6級	・参事の職 ・課長、支所長及び各委員会の事務局長及び事務局次長の職	13人	14.8%	335,000円	415,700円
7級	・特に困難な業務を所掌する参事の職 ・特に困難な業務を所掌する課長の職	0人	0.0%	373,400円	450,900円

(注) 1 錦江町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（錦江町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

錦江町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,565 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,695 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 役職加算5~15%、管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (錦江町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

錦江町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(3%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	21,471 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※ 平成18年度より全廃

(5) 時間外勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	11,624 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	144 千円
支給実績(令和4年度決算)	13,044 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	161 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円、その他6,500円 特定加算5,000円	同じ		16,257 千円	262,210 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払う職員(上限28,000円)	同じ		7,366 千円	156,723 円
通勤手当	2kmを超え徒歩以外で通勤する者	異なる	上限10,000円	4,474 千円	77,134 円
管理職手当	本給の10%以内で、管理監督の地位にある職員に定額の月25,000円から40,000円	異なる	国は25%以内の定額	4,800 千円	320,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	760,000 円 (— 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000 円 / 518,500 円	
	副 市 町 村 長	594,000 円 (— 円)	700,000 円 / 456,000 円	
報 酬	議 長	306,000 円 (— 円)	400,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	248,000 円 (— 円)	314,000 円 / 182,000 円	
	議 員	227,000 円 (— 円)	290,000 円 / 165,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(5年度支給割合)		
	副 市 町 村 長	3.40 月分 (15%加算措置あり)		
退 職 手 当	議 長	(5年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.40 月分 (15%加算措置あり)		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 区 町 村 長	$760,000円 \times 在職月数 \div 12ヶ月 \times 5.0$	15,200,000 円	任期毎
	副 市 町 村 長	$594,000円 \times 在職月数 \div 12か月 \times 2.8$	6,652,800 円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

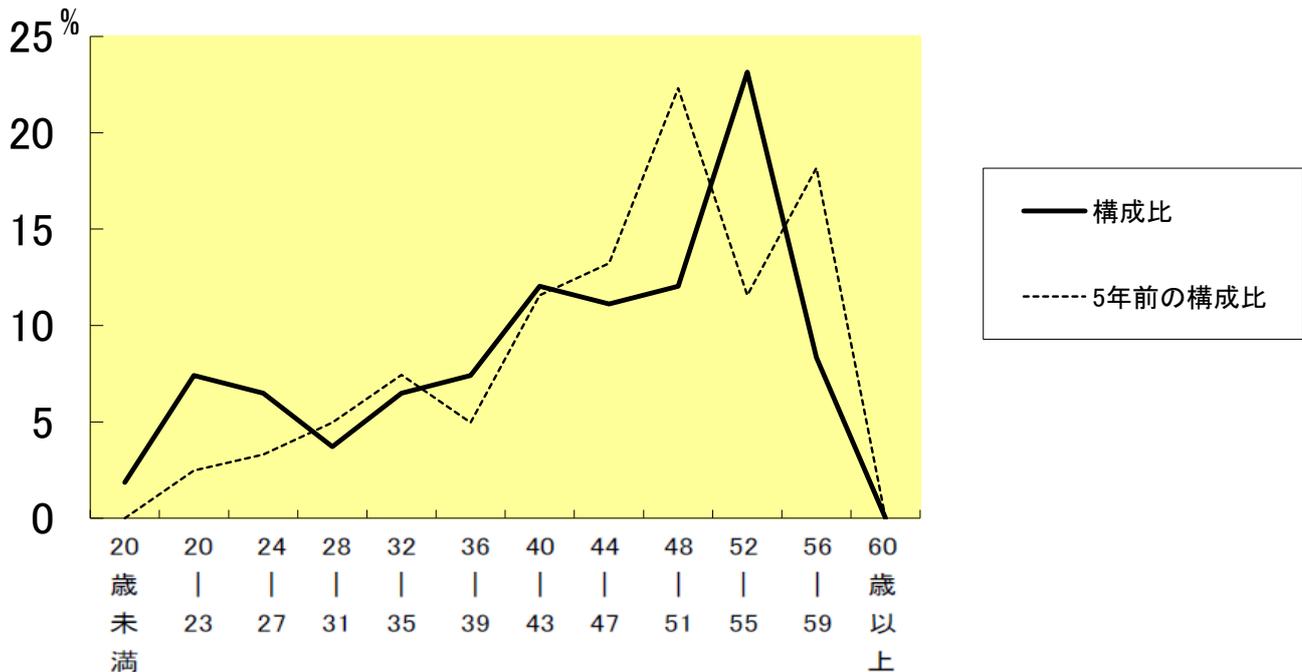
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年度	令和6年度		
普通会計部門	一般行政部門	78	80	2	機構改革等による増
	計	78	80	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.73 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 143.07 人)
	教育部門	18	16	△ 2	機構改革等による減
	消防部門	0	0	0	
	小 計	96	96	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 153.28 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 170.68 人)
公営会 企 業 部 等 門		12	12	0	
	小 計	12	12	0	
合 計		108	108	0	人口1万人当たり職員数 172.44 人
		[186]	[186]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	8人	7人	4人	7人	8人	13人	12人	13人	25人	9人	0人	108人

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
一般行政	85人	81人	85人	77人	78人	80人	▲ 5 (94.12 %)
教育	23人	22人	17人	18人	18人	16人	▲ 7 (69.57 %)
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
普通会計計	108人	103人	102人	95人	96人	96人	▲ 12 (88.89 %)
公営企業等会計計	13人	13人	12人	12人	12人	12人	▲ 1 (92.31 %)
総合計	121人	116人	114人	107人	108人	108人	▲ 13 (89.26 %)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	105,007	6,733	16,931	16.1	17.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	2	7,777	988	3,203	11,968	5,984

(参考) 令和4年度平均 一人当たり給与費
千円 5,869

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
錦江町	43.6 歳	340,400 円	470,735 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

錦江町(水道事業)		錦江町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,602 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,695 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.45 月分 (1.375)月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	期末手当 2.45 月分 (1.375)月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 役職加算5~15%、管理職加算 なし		(加算措置の状況) 役職加算5~15%、管理職加算 なし	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

錦江町(水道事業)			錦江町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(3%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(3%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円				

(注) 令和5年度支給実績なし

ウ 地域手当 該当なし

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※ 平成18年度から廃止

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	372 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	186 千円
支給実績(令和4年度決算)	465 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	233 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円、その他6,500円 特定加算5,000円	同じ	なし	318 千円	318,000 円
住居手当	月額12,000円以上の賃貸住宅に住む職員	同じ	なし	8 千円	8,000 円
通勤手当	2kmを超え徒歩以外で通勤する者	同じ	なし	50 千円	50,400 円
管理職手当	本給の10%以内で定額の月23,000円	同じ	なし	- 千円	- 円